

加工施設の操作について

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年7月31日に変更認可申請を行った保安規定の「加工施設の操作」の基本的な考え方及び保安規定審査基準への適合について、説明するものである。

2. 保安規定審査基準の改正に伴う保安規定変更について

新検査制度に伴う保安規定審査基準の改正において、加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等の審査基準（加工規則第8条第1項第6号）の一部が改正されるとともに、臨界管理に関する規定要求が追加された。

保安規定変更認可の申請にあたっては、新検査制度に伴い保安規定審査基準が変更された箇所に加え、「加工施設の操作」に係る要求事項全体に対して、改めて保安規定審査基準への適合性を確認し、基準を満足するように保安規定変更案を検討した。

以下、各項目における保安規定への反映状況について記載する。従前の保安規定条文は黒字、新規制定又は条文への追加は赤字下線にて示す。また、別表－1に保安規定変更認可申請書の記載を示す。

表1 加工施設の操作に該当する保安規定の条文番号

番号	項目	該当する条文番号※1
(1)	加工施設の操作に必要な操作員の確保	第28条
(2)	加工施設の操作及び管理に係る組織内規定類の作成	<u>第25条</u> 、第26条
(3)	核燃料物質の臨界管理	第33条
(4)	操作員の引継時に実施すべき事項	<u>第30条</u>
(5)	加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項	第27条、 <u>第30条</u> 、第31条、 <u>第62条の6第7項</u>
(6)	地震、火災等の発生時に講ずべき措置	<u>第30条の3</u> 、 <u>第30条の4</u> 、第32条、第34条、第35条、 <u>第36条</u> 、第37条、第37条の2、第37条の3
(7)	加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項	<u>第21条</u> 、第22条

※1：赤字下線は、審査基準の変更に伴い追加、変更する条文（変更に伴って引用する条文番号の変更、用字用語の適正化等、内容の変更に当たらないものを除く。）。

(1) 加工施設の操作に必要な操作員の確保

保安規定審査基準の「1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。」については、従前より保安規定第28条（操作員の確保）において「各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操作に必要な力量を有すると認定された者に操作させる。」及び「各部長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。」旨を定めている。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(2) 加工施設の操作及び管理に係る組織内規定類の作成

保安規定審査基準の「2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規定類の作成することが定められていること。」については、従前より保安規定第25条（加工施設の操作に係る計画及び実施）において「各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。」及び「各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）の業務を実施させる。」旨を定めている。また、「所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うにあたっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。）に係る計画として、基準を定める。所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画として、各基準を定める。」及び「所長は、前項に定めた基準に基づいて、第30条の3から第30条の4及び第36条から第37条の3の業務を実施させる。」旨を定めている。ここで、第25条の変更は、加工規則及び保安規定審査基準において設計想定事象等に関する規定事項の記載の変更に伴う適正化である（(6) 参照）。

規定類に記載する事項に対する結果を確認し、必要に応じて改訂を行うことについては、従前より保安規定第26条（加工施設の操作に係る評価及び改善）に定めている。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(3) 核燃料物質の臨界管理

保安規定審査基準の「3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。」については、従前より保安規定第33条（臨界安全管理）において「各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量、寸法等が別表4に掲げる核的制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせ

る。」旨を定めている。その他、各部長が行わせるべき事項及び酸化ウラン研磨屑の回収において燃料製造部長が行わせるべき事項について、定めている。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(4) 操作員の引継時に実施すべき事項

保安規定審査基準の「4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。」については、保安規定第30条（操作上的一般事項）において「操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項」に加え、新たに「引継時に実施すべき事項」についても「基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。」とする旨を定めることとする。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(5) 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項

保安規定審査基準の「5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。」については、従前より保安規定第30条（操作上的一般事項）において「操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。」の旨を定めている。ただし、

(4) 項を受け、新たに「引継時に実施すべき事項」についても定めることとする。

また、従前より、第27条（加工施設の使用）、第31条（保安上特に管理を必要とする設備）を定めている。従前の第29条（巡視・点検）については、第6章（施設管理）第2節の2（施設管理の実施の計画）第62条の6（保全計画の策定）第7項への移設に伴い削除するが、第62条の6第7項においては、施設管理の観点における巡視に加えて従前の保安規定の規定事項を踏襲するため、「各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。」旨を定めることとする。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(6) 地震、火災等の発生時に講ずべき措置

保安規定審査基準の「6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。」については、従前から保安規定第30条の3（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）、第30条の4（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置）、第32条（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確

保)、第34条(漏えい管理)、第35条(火災及び爆発の防止)、第36条(異常時の措置)、第37条(異常時における設備の手動による作動)、第37条の2(通報連絡)及び第37条の3(消火又は延焼の防止等)において、それぞれ定めている。ここで、第30条の3、第30条の4及び第36条の変更は、加工規則及び保安規定審査基準において設計想定事象等に関する規定事項の記載の変更に伴う適正化である。従前の第30条の2(初期消火活動のための体制の整備)は、設計想定事象の一つである火災に含まれるため、第30条の3に統合して適正化したことに伴い、削除したものである。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

(7) 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項

保安規定審査基準の「7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。」については、従前から保安規定第21条(核燃料安全委員会)及び第22条(答申及び勧告の尊重)において、それぞれ定めている。ここで、第21条の変更は、加工規則及び保安規定審査基準において設計想定事象等に関する規定事項の記載の変更に伴う適正化である。

なお、具体的な管理については、社内の保安文書に定めて実施している。

別表一 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
1. 加工施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	<p>(操作員の確保)</p> <p>第28条 各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操作に必要な力量を有すると認定された者に操作させる。</p> <p>2. 各部長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。</p>	変更なし。
2. 加工施設の操作及び管理に係る組織内規定類の作成することが定められていること。	<p>(加工施設の操作に係る計画及び実施)</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。</p> <p>所長は、第37条の2から第37条の3に記載する事項を定めた初期消火活動に係る計画として、基準を定める。</p> <p>所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うにあたっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。）に係る計画として、基準を定める。</p> <p>所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画として、各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>所長は、前項に定めた基準に基づいて、第30条の3から第30条の4及び第36条から第37条の3の業務を実施させる。</p> <p>(加工施設の操作に係る評価及び改善)</p> <p>第26条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第27条から第37条の3に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた所長又は担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた所長又は担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。</p>	加工規則及び保安規定審査基準において「設計想定事象等」が規定されたことに伴う適正化。
3. 核燃料物質の臨界管理について定められていること。	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量、寸法等が別表4に掲げる核的制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)(2)(5)を放射線業務従事者に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する容積制限値を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の質量制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)(5)を放射線業務従事者に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)(5)を放射線業務従事者に遵守させ、十分な対策を講じる。</p>	変更なし。

別表一 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
	<p>(1) 核的制限値として質量制限値が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により質量制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限値、容積制限値及び体数制限値が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程（研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置）では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)(2)に該当する作業を放射線業務従事者に行わせるにあたり、作業実施前に担当放射線業務従事者以外であって担当グループ長が指名する放射線業務従事者により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。 ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を放射線業務従事者に行わせるにあたり、担当放射線業務従事者以外であって製造管理グループ長が指名する放射線業務従事者（研磨運転管理者）により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を放射線業務従事者に行わせるにあたり、担当放射線業務従事者以外であって担当グループ長が指名する放射線業務従事者により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認（ダブルチェック）を行わせる。</p>	
4. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	<p>（加工施設の使用） 第27条 各部長は、加工施設において核燃料物質等を取り扱う場合、別表2に示す加工施設を使用する。</p>	変更なし。
5. 加工設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	<p>（操作上の一般事項） 第30条 各部長は、加工施設の操作にあたっては、誤操作を生じにくくするに留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。</p> <p>(2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。</p>	「引継ぎ時に実施すべき事項」の明確化。

別表-1 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
	<p>(3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作にあたっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。 二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。 三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。 <p>(4) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。</p> <p>2. 各部長は、非定常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要のある設備 (2) 熱的制限値を有する加工設備 (3) 閉じ込め機能を有する設備 <ul style="list-style-type: none"> 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備 (4) 非常用電源設備 (5) 監視用放射線測定器 <p>2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとする。</p> <p>(保全計画の策定)</p> <p>第62条の6</p> <p>7. <u>各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。巡視は、第30条の3、第32条、第46条の2及び第85条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。</u></p> <p>6. 地震、火災等の発生時に講すべき措置について定められていること。</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、<u>許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内の溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する</u>次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u> (2) <u>設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</u> 	変更なし。 従前の第29条(巡視・点検)の規定事項を継承して第62条の6第7項に移設し、巡視には他の条項の観点を含むことを明記。

別表一 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
	<p>(3) <u>設計想定事象の</u>発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行うために必要な<u>可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源</u>その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、<u>設計想定事象</u>（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の<u>発生時</u>における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行うために必要な<u>体制</u>を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、<u>必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持する</u>ための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、<u>加工施設の必要な機能を維持するための活動</u>の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、<u>第62条の6第7項に定める巡視</u>により、<u>火災の早期発見</u>に努める。</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の4 所長は、<u>許可を受けたところによる基本設計又は基本的设计方針に即した対策が機能するよう</u>、重大事故に至るおそれがある事故、又は<u>大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突</u>その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、<u>加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する</u>次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の<u>発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動</u>を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(2) 大規模損壊の発生時における<u>大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行うために必要な<u>可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源</u>その他の資機材を備え付けること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、<u>必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持する</u>ための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、<u>加工施設の必要な機能を維持するための活動</u>の実効性を維持する。</p> <p>（保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保）</p> <p>第32条 各部長は、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、点検、定期<u>事業者</u>検査等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p> <p>（漏えい管理）</p> <p>第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の漏えいがないように以下の対策を講じる。</p> <p>(1) <u>第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認</u>等により異常の有無を確認する。</p>	<p>加工規則及び保安規定審査基準において「設計想定事象等」が規定されたことに伴う適正化。</p> <p>記載の適正化。</p> <p>記載の適正化。</p>

別表一 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
	<p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。</p> <p>2. 第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、設備管理部長は、第41条に定める第1種管理区域の給排気設備を常時運転する措置をとり、当該第1種管理区域を大気圧以下に保つ。</p> <p>(火災及び爆発の防止)</p> <p>第35条 各部長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表5に定める熱的制限値以下に保つ。</p> <p>2. 各部長は、別表5に定める可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、可燃性ガス検知器を作動させる。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第36条 加工施設の操作に関し、<u>設計想定事象</u>（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。</p> <p>担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。</p> <p>(異常時における設備の手動による作動)</p> <p>第37条 担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p> <p>(通報連絡)</p> <p>第37条の2 事業所において火災を発見した者は、第25条第1項の基準に従い、必要な通報連絡を行う。</p> <p>(消火又は延焼の防止等)</p> <p>第37条の3 初期消火活動を行う者は、粉末消火器により消火を行い火災の拡大を防止する。第30条の<u>3</u>第1項(1)に定める初期消火活動のため<u>招集</u>の通報連絡を受けた要員は、速やかに事業所に参集し初期消火活動を行う。粉末消火器による消火が困難な場合は、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火する。</p>	<p>変更なし。</p> <p>加工規則及び保安規定審査基準において「設計想定事象等」が規定されたことに伴う適正化。</p>
7. 加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運	(核燃料安全委員会)	<p>変更なし。</p> <p>記載の適正化。</p>
		加工規則及び保安規定

別表一 加工施設における保安規定の審査基準に対する保安規定条文

保安規定審査基準 (加工規則第8条第1項 第6号)	保安規定条文 (変更箇所を赤字下線で示す。)	備考
営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	<p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた基準を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 加工施設に関する次の事項 <ul style="list-style-type: none"> 一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の<u>計画</u>に関する事項 二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項 三 <u>定期事業者検査</u>に関する事項 (2) 保安教育の年次計画、<u>設計想定事象等</u>対処活動訓練の年次計画及び非常時訓練の年次計画に関する事項 (3) 保安規定の改定及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める<u>保安内部監査</u>に関する基準を除く。 (4) 施設の運転及び保全に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項 (5) <u>設計想定事象等</u>対処活動を行う<u>ために必要な</u>体制を含む安全管理体制に関する事項 (6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項 (7) その他保安に関する重要事項 <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</p> <p>4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。 (2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち回り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。 (3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。 <p>(答申及び勧告の尊重)</p> <p>第22条 所長は、核燃料安全委員会の答申及び前条第3項における審議依頼者への勧告を尊重しなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項に係る答申及び勧告の内容、並びにこれに関して講じた処置等の必要な事項について、関係者に通知しなければならない。</p>	審査基準において「設計想定事象等」が規定されたことに伴う適正化。その他記載の適正化。 変更なし。